

2023年6月27日

各 位

会社名 ITbook ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 前 俊守
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 執行役員管理本部長兼CFO 野間 崇
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、2023年5月22日に公表いたしました「調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社連結子会社である株式会社サムシングの経理担当マネージャーであった元従業員による不正行為（以下、「本件不正行為」といいます。）につきまして、外部専門家を委員長とする調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、調査委員会から調査結果を記載した報告書を受領しましたので、その概要と今後の対応方針について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査委員会の調査結果

調査委員会の調査結果につきましては、別紙の調査報告書をご覧ください。なお、当該報告書につきましては、個人情報および機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 財務的な影響

2023年3月期決算については、2023年6月16日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」において公表した当社および連結子会社の会計処理の一部疑義に対する調査結果が判明した後に訂正を行います。

なお、調査報告書の結果、2023年3月期の連結損益計算書において未回収分である約15,691千円を特別損失（貸倒引当金繰入額）として計上いたします。

詳細につきましては、別紙の「調査報告書」をご覧ください。

3. 今後の対応について

当社は、調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、同委員会の再発防止策の提言に沿って速やかに具体的な再発防止策を策定し実行いたします。具体的な再発防止策につきましては、決定次第改めて公表（7月末公表予定）いたします。

以上

報 告 書

内部調査委員会

委員長 山 田 学

副委員長 西 山 靖

副委員長 浅 贺 裕 幸

委員 平 井 貴 之

事務局 野 間 崇

2023年6月27日

ITbook ホールディングス株式会社 御中

留 意 事 項

- 本件報告書は、本件調査委員会が貴社の依頼により、対象会社での横領行為（本件横領行為）に関する事実関係を調査し、その原因及び財務諸表への影響を分析した上で、再発防止策等を検討したものである。
- 本件報告書では、本文で定義するもののほか、以下の定義に従い用語を用いる。

定 義	内 容
貴社	ITbook ホールディングス株式会社（本店所在地：東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F）
対象会社	貴社の連結子会社である株式会社サムシング（本店所在地：東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F）
対象者	対象会社の元従業員であるX氏
本件口座	対象会社名義の普通預金口座
本件キャッシュカード	本件口座のキャッシュカード
本件手提金庫	本件口座のキャッシュカードが保管されていた鍵付ダイヤル式の手提金庫
本件大型金庫	本件手提金庫が保管されていた鍵付ダイヤル式的大型金庫
本件横領行為	対象者による本件口座からの引出による横領行為
A氏	対象会社の経理部の部長（2023年3月1日時点）のA氏
B氏	対象会社の経理部経理グループのリーダー（2023年3月1日時点）のB氏
C氏	対象会社の経理部経理グループのリーダー（2023年3月1日時点）のC氏
D氏	対象会社の経理部経理グループのリーダー（2023年3月1日時点）のD氏
B氏等	B氏、C氏、D氏の総称
E氏	対象会社の経理部経理推進グループのリーダー（2023年3月1日時点）のE氏
F氏	対象会社の経理部経理推進グループのリーダー（2023年3月1日時点）のF氏
本件会計士	貴社が本件横領行為に関する会計資料の精査を依頼したG公認会計士
本件調査	貴社の依頼により実施された本件横領行為に関する事実関係、その原因、財務諸表への影響、再発防止策に関する調査
本件調査委員会	本件調査の実施主体
本件報告書	本件調査委員会が本件調査の内容を記述した報告書
本件ヒアリング	本件調査の一環として対象者、A氏、B氏、C氏、D氏、E氏、及びF氏を対象に実施したヒアリング
ヒアリング対象者	本件ヒアリングの対象者の総称
関連資料	対象会社及びヒアリング対象者から受領した本件横領行為に関する資料一式
本件出納規則	対象会社が定めた現金出納規則（最終改正：2018年5月1日）

目 次

第1	本件調査の概要	4
1	本件調査に至った経緯	4
2	本件調査の目的	4
3	本件調査の体制	4
第2	本件調査の方法	4
第3	本件調査の結果	5
1	事実関係	5
(1)	対象会社の人員配置及び対象者の業務内容	5
(2)	対象会社における社内体制	5
ア	預金管理の体制	5
イ	会計帳簿入力体制	6
(3)	本件横領行為について	6
ア	現金引出し及び会計帳簿上の処理	6
イ	本件横領発覚までの経緯	7
(4)	本件横領行為に類似する事象の有無について	8
2	本件横領行為発生の原因分析及び再発防止策	8
(1)	原因分析	8
ア	預金管理体制が不十分	8
イ	帳簿入力体制が不十分	9
(2)	再発防止策	9
(3)	その他関係者の責任	10
3	財務諸表に与える影響	10
(1)	未払消費税等の修正	10
(2)	本件横領行為に係る損害回復の見通し	11
(3)	小括	11

第1 本件調査の概要

1 本件調査に至った経緯

貴社が2023年5月18日に公表した「当社連結子会社元従業員による不正行為に関するお知らせ」記載のとおり、貴社の連結子会社である対象会社の元従業員が、本件口座から繰り返し預金を引き出して着服したこと（本件横領行為）に加え、その事実を隠蔽するため、不正な会計上の処理を行っていたことが発覚したため、同日、貴社において内部調査委員会（本件調査委員会）を設置し、本件調査委員会において、本件横領行為に関する事実関係等を調査及び検討することとなった。

2 本件調査の目的

本件調査の目的は、以下の調査及び検討を行うことである。

- ① 本件横領行為に係る事実関係の調査
- ② 本件横領行為に類似する事象の有無の調査
- ③ 本件横領行為の原因分析及び再発防止策の検討
- ④ 本件横領行為の貴社財務諸表への影響

3 本件調査の体制

本件調査委員会は、以下の5名により構成される。

委員長	山田	学	（弁護士・山田法律事務所）
副委員長	西山	靖	（貴社監査役）
副委員長	浅賀	裕幸	（貴社内部監査室長）
委員	平井	貴之	（弁護士・三浦法律事務所）
事務局	野間	崇	（貴社執行役員管理本部長兼CFO）

第2 本件調査の方法

本件調査委員会は、令和5年5月22日から同年6月16日にかけて、以下のとおり本件調査を実施した。

- ① 本件調査委員会は、以下のとおり、本件横領行為の関係者からヒアリング（本件ヒアリング）を実施した。
 - (A) 対象者から2023年6月8日に山田法律事務所内でヒアリングを実施
 - (B) A氏から2023年6月13日に山田法律事務所内でヒアリングを実施
A氏から2023年6月15日に対象会社内でヒアリングを実施
 - (C) B氏等から2023年6月13日に山田法律事務所内でヒアリングを実施
 - (D) E氏から2023年6月15日に対象会社内でヒアリングを実施
 - (E) F氏から2023年6月15日に対象会社内でヒアリングを実施
- ② 本件調査委員会は、ヒアリング対象者に関連資料（対象会社の総勘定元帳データ（現金及び普通預金）、本件口座の入出金データ、及びメール等）の提供を依頼し、当該資料を受

領した上で、その内容を精査した。とりわけ、本件キャッシュカードにより2021年4月以降に引き出された全ての現金について、入出金データ及び総勘定元帳データ（現金及び預金）を対照した上で、小口現金への補充及び各種支払への充当等の使途を精査し、その内容を一覧表（以下「入出金一覧表」という）にまとめた。

- ③ その他貴社から本件横領行為に関する資料（組織図、社内規程、対象者による債務承認書）の提供を受け、当該資料を精査した。

第3 本件調査の結果

1 事実関係

(1) 対象会社の人員配置及び対象者の業務内容

関連資料及びヒアリング結果によれば、対象会社には、(i) 管理本部、(ii) 技術本部、(iii) 特販部、(iv) 事業統括本部の部門が存在し、そのうち管理本部の中に、経理部が存在し、2022年4月1日時点で、経理部は、①経理グループ（対象会社の財務関係を担当）及び②経理推進グループ（対象会社を含む連結財務関係を担当）に分かれていた。

対象会社の各部門には、「部長」を筆頭に「マネージャー」、「リーダー」、「担当」の順序で役職が存在し、そのうちマネージャーは「シニアマネージャー」及び「マネージャー」に分かれ、「シニアマネージャー」が上位の役職となっていた。

関連資料及びヒアリング結果によれば、対象者は、2020年1月1日、対象会社の関連会社であるジオサイン株式会社（本店所在地：東京都千代田区神田佐久間町2-7 第6東ビル801）に入社し、同社の経営管理部経理財務課マネージャーとして勤務した後、2021年1月1日、対象会社に転籍した。対象者は、対象会社において、(i) 同日から経理部経理グループのシニアマネージャー、(ii) 2022年11月1日から同グループマネージャー、(iii) 2023年4月1日から経務部総務グループマネージャーとして勤務していた。

(2) 対象会社における社内体制

ア 預金管理の体制

ヒアリング結果及び関連資料によれば、対象会社では、本件口座について、以下のような管理等がなされていた。

- ① A氏は、小口現金の管理を担当していたF氏から依頼されて本件口座から定期的に一定額を引き出しており、F氏は、当該引き出し等により小口現金が増減するたび会計帳簿にその情報を入力し、金種表も作成していた。
- ② A氏は、対象者に対し、(i) その入社直後に本件大型金庫の解錠番号を教えるとともに、(ii) 自身が対応できない支払を対象者に行わせるため本件キャッシュカードの暗証番号も教えて（ただし時期不明）、本件口座から預金を引き出させたことがあった。
- ③ 本件手提金庫は全く施錠されていなかった。

- ④ (i) 本件口座の取引明細データは、毎月、インターネット上でダウンロードされた上で、経理部従業員に共有され、(ii) 経理部従業員は、毎月 15 日頃、当該データを基に、総勘定元帳に記載されていない入出金に限り、個別内容を確認していたが、(iii) 上記総勘定元帳に記載されていた出金 (本件横領行為に関する出金を含む) については、その具体的な内容を精査していなかった。

イ 会計帳簿入力体制

ヒアリング結果及び関連資料によれば、対象会社では、以下のとおり、会計帳簿入力及びその確認等が行われていた。

- ① 対象会社の経理部従業員は、勘定科目ごとに帳簿入力を分業しており、その中で、対象者は、税金関係等の勘定科目を担当していた。
- ② 対象者のみが、対象会社における会計帳簿入力全体の事後的な確認を行っており、その他税理士等の外部専門家による定期的な確認等も行われていなかった。

(3) 本件横領行為について

ア 現金引出し及び会計帳簿上の処理

ヒアリング結果及び関連資料によれば、対象者は、以下のとおり、本件横領行為に及んでいた。

- ① 対象者は、2021 年 8 月から 2023 年 5 月まで、繰り返し、本件耐火金庫を解錠して同金庫内の本件手提金庫から本件キャッシュカードを抜き取って社外に持ち出し、本件口座から預金を引き出していた。
- ② 対象者は、2021 年 8 月から 2023 年 5 月にかけて、本件口座から合計 6750 万 3300 円を引き出し、遊興費として費消していた。
- ③ 本件手提金庫には、小口現金及び本件口座以外の預金口座のキャッシュカードも保管されていたが、対象者が、これらの口座から着服した形跡は見当たらず、そのほか上記②記載の合計 6750 万 3300 円以外を着服した形跡も見当たらなかった。
- ④ 対象者は、本件口座から引き出した預金について、以下のとおり、会計帳簿上の処理を行っていた。

(A) 2022 年 3 月期

- i. 仮払金 (補助科目として仮払税金) 及び仮払金 (振込資金) として合計 1648 万 5000 円を不正に計上
- ii. 未収金 (還付法人税等) に計上すべき還付金等合計 402 万 2400 円を仮払金の貸方として不正に計上 (マイナス計上) し、上記 i の仮払金のうち合計 402 万 2400 円と不正に相殺処理

iii. 上記 i から上記 ii の相殺処理した残額合計 1246 万 2600 円を仮払金として残置¹

(B) 2023 年 3 月期

- i. 仮払金として合計 4636 万 8300 円を不正に計上
- ii. 上記 i の「仮払金」を「仮払消費税」に不正に振り替えた上で「未払消費税等」と不正に相殺処理（対象会社には未払消費税等相当額の簿外債務が生じた（詳細は後記 3 参照））。

イ 本件横領発覚までの経緯

ヒアリング結果及び関連資料によれば、本件横領行為は、以下の経緯等により発覚した。

- ① C 氏は、2021 年 9 月頃、本件口座の入出金データを確認した際に、本件口座の預金が「セブンギンコウ ATM」で引き出されたことを確認し、そのような記載が従前全くなかったことを踏まえて不審に思い、A 氏に事情を確認したものの同氏は事情を把握していなかったため、対象者にも事情を確認したところ、対象者から、対象会社の代表取締役社長の清算費用などと説明を受けたため、上長である対象者の処理に委ねることとした。
- ② 本件口座の入出金データには、少なくとも、以下のとおり「セブンギンコウ ATM」での引出行為が記録されていた。

No	日付	摘要		出金額（円）
1	2021.9.30	カード C1	セブンギンコウ ATM	170,000
2	2021.10.12	カード C1	セブンギンコウ ATM	110,000
3	2021.10.16	カード C1	セブンギンコウ ATM	170,000
4	2021.11.2	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000
5	2021.11.4	カード C1	セブンギンコウ ATM	170,000
6	2021.11.4	カード C1	セブンギンコウ ATM	130,000
7	2021.11.6	カード C1	セブンギンコウ ATM	160,000
8	2021.11.10	カード C1	セブンギンコウ ATM	150,000
9	2021.11.12	カード C1	セブンギンコウ ATM	170,000
10	2021.11.18	カード C1	セブンギンコウ ATM	170,000
11	2021.11.22	カード C1	セブンギンコウ ATM	170,000
12	2021.11.25	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000
13	2021.11.29	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000
14	2021.12.2	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000
15	2021.12.6	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000

¹ 監査実務上、1000 万円前後の仮払金は詳細に精査されないことが少なくなく、対象者は、当該実務を認識した上で、仮払金を可能な範囲で減殺（還付金等相殺）して 1000 万円前後のみ残るよう調整したものと史料される。

16	2021.12.8	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000
17	2021.12.10	カード C1	セブンギンコウ ATM	200,000
合 計				2,970,000

- ③ B氏は、対象会社が2021年7月に会計システムを変更して以降、その担当していた仮払金の残高が突如増大していたことを認識し、(i) このことを対象者に報告したものの同人は自身で対応する旨述べるのみで特段対応せず、(ii) A氏にも複数回報告したが、同氏は了承した旨述べるのみで、その原因を解明できず、本件横領行為を発見できなかった。
- ④ B氏は、2022年10月頃、A氏に対し、「スタッフレベルでは処理を行うのが難しい内容で仮払金の残高が増えてしまって困っている」旨相談したが、同氏においてその原因を解明できず、本件横領行為を発見できなかった。
- ⑤ A氏は、2023年5月16日、F氏から依頼されて本件手提金庫内から本件キャッシュカードを取り出そうとしたところ、これが見当たらなかったため、金融機関に連絡して当該キャッシュカードの利用を停止するとともに、本件口座の入出金履歴を改めて精査したところ、自身が引き出しに関与していない出金が多数存在することを認識し、本件横領行為を発見した。

以上のとおり、B氏・C氏らからA氏に複数回に亘って本件横領行為にかかる警告が発せられていたにも拘わらず、本件横領行為は発見できず、また最終的に本件横領行為が発覚したのも、A氏が、偶然、対象者がキャッシュカードを持ち出していた時に、キャッシュカードを取り出そうとしたからに過ぎない。

(4) 本件横領行為に類似する事象の有無について

ヒアリング結果、入出金一覧表、小口現金及び本件手提金庫内に保管されていたキャッシュカードに係る預金口座の通帳等を精査したが、対象会社において本件横領行為に類似する事象は特段見当たらなかった。

2 本件横領行為発生の原因分析及び再発防止策

(1) 原因分析

ア 預金管理体制が不十分

本件出納規則によれば、本件手提金庫を施錠した上で、その鍵を経理部長であるA氏が保管する必要があった。

しかし、対象会社では、本件出納規則に反して、本件手提金庫は全く施錠されておらず、対象者が本件手提金庫から本件キャッシュカードを容易に抜き取ることが可能となり、本件横領行為がなされるに至った。

また、本件出納規則によれば、原則として、出納責任者のA氏が本件口座から預金を引き出すものとされ、例外的に、「臨時」かつ「特定部門または特定業務に限定」して、A氏が出納担

当者を別途設けることも認められていた。ヒアリング結果によれば、A氏は、同規定に基づき、特定の公共料金又は公租公課の支払を対象者に任せるため、臨時で、対象者に対し、本件キャッシュカードの暗証番号を教えて本件口座から預金を引き出させたものと考えられる。ただし、A氏は、対象会社では、もともとマネージャーが預金管理をやっており、対象者にも暗証番号を教えて、いつかは管理をしてもらおうと思っていたとも述べており、この供述からは、A氏が、マネージャー職の者に恒常的に預金の引出を任せようとしていたことも伺える。これまでの実務運用及び経理部部長であるA氏において、上記本件出納規則の理解不足があったものと思われる。

さらに、A氏が、対象者に本件キャッシュカードの暗証番号を教えたことは社内で周知されておらず、対象者は、他の従業員に特段気付かれず本件キャッシュカードを利用できる状態となっていた。また、関連資料によれば、本件口座には数億円規模の預金が常に存在するとともに、対象会社における多数の入出金がなされており、そのような口座の引出権限を認めること自体、横領の危険性を伴うものであった。さらに、A氏は、出納責任者として、対象者による引き出し等の必要性がなくなった時点で、本件キャッシュカードの暗証番号を変更するなど不正な出金を防止する措置を講ずべきであったと考えられるが、本件出納規則には、そのような措置に関する規定がなく、A氏も、当該措置を講じていなかった。

さらに、本件出納規則では、預金残高と帳簿上の残高が一致するか確認等させる趣旨の規定が存在し、実際にその運用もなされていたが、個別の出金の具体的内容まで確認等させる趣旨の規定はなく、対象会社の経理部従業員が、個別出金の具体的内容を精査することは殆どなかった。

以上のとおり、対象会社では、(i) 本件手提金庫の無施錠という本件出納規則に違反する実態があっただけでなく、(ii) 本件出納規則自体にも、①出納責任者が出納担当者を別途定めた場合における当該定め周知並びにリスク軽減措置及び事後措置に関する規定がなく、②本件口座を含む預金口座における個別出金の具体的内容の精査等に関する規定もなかったため、その内容は十分とは言い難く、これらが本件横領行為の原因になったものと思料される。

イ 帳簿入力体制が不十分

対象会社では、経理部従業員が、勘定科目ごとに帳簿入力を分業して担当しており、その中で、対象者のみが、税金関係等の仕訳を担当していた。

また、会計帳簿全体を事後的に確認等していたのも対象者のみであり、税理士等の外部専門家が定期的に確認等することもなかった。

その結果、対象者が、本件横領行為に係る引き出しを租税関係の支出（「仮払税金」）として帳簿入力したことで、対象者以外に、その内容を業務上精査すべき従業員が存在せず、本件横領行為を発見することができなかった。

(2) 再発防止策

本件調査委員会は、再発防止策として、以下のとおり、預金管理体制及び帳簿入力体制の改善が必要と思料する。

- ① 本件出納規則に従い、本件手提金庫の施錠を徹底し、出納責任者となる部長が当該鍵を管理する。
- ② 出納責任者を含め本件手提金庫を解錠する場合、その日時及び目的を記録する。
- ③ 本件出納規則を改訂し、以下の趣旨の規定を新たに定める。
 - (A) 出納責任者が、出納担当者を別途定めた場合、当該担当者の氏名及びその出納権限の範囲を社内で周知する。ただし、(i) 出納担当者に引き出しを認める預金口座には、比較的少額を預金するなど不正出金のリスクを可能な限り低減する措置を講じるとともに、(ii) 出納責任者は、出納担当者を別途定める必要がなくなった時点で、直ちに、当該担当者の出納権限を取り消し、その旨社内で周知して、キャッシュカードの暗証番号の変更など不正出金を防止するための事後措置を講じる。
 - (B) 預金口座からの引き出しに関して、複数の経理部従業員が、毎月、その具体的内容を証憑類（請求書、領収書など）をもって確認する。
- ④ 経理部従業員の中で、(i) 帳簿を個別入力する従業員と、(ii) その具体的内容を精査する従業員を明確に分ける。
- ⑤ 顧問税理士等の外部専門家に会計帳簿及び現預金の出納の正当性について定期的な確認（例えば月次決算ごとの確認）等を依頼する。

（３） その他関係者の責任

本件横領行為について、対象者自身に最も重大な責任があるものの、対象者が2021年8月から2023年5月までという比較的長期間に亘り本件口座から頻繁に引出行為を行っていたにも拘わらず、対象会社における経理部関係者が、本件横領行為を全く発見できなかったことには、対象会社における組織的責任があったことは否めない。とりわけ、出納責任者であるA氏は、B氏等から、2021年9月頃の時点で本件口座における不自然な引出行為の存在を指摘され、その後も仮払金の異常な増大等を複数回相談されたにも拘わらず、これを精査することなく、2023年5月16日に本件キャッシュカードの不存在に偶々気付くまで、本件横領行為を発見及び防止できなかったのであり、その責任は軽視できない。

対象会社では、再発防止策の一環として、対象会社における経理部関係者に対する一定の処分等を検討することが必要と思料する。

3 財務諸表に与える影響

（１） 未払消費税等の修正

関連資料によれば、2022年3月期については、滞納した消費税自体は存在したものの、これは税務署から指摘を受けて2023年3月期に全額納付済みであり、その他の点も含め、現時点で、修正申告等を要する事情は見当たらない。

また、2023年3月期については、対象者が会計帳簿に不正に入力した「仮払金」（仮払税金）合計4636万8300円が、実在する未払消費税と相殺処理されたことで、実際には支払っていない未払消費税等が簿外で存在することとなった。その結果、対象会社では、未払消費税として合計5324万3800円の計上が新たに必要となった。

しかし、本件横領行為を契機として、本件会計士において、改めて、帳簿入力全体を精査したところ、(i) 中間消費税（2815万3,400円）の支払いが別の勘定科目に含まれていたこと、(ii) 確定消費税の支払（8万1700円）が租税公課として計上されていたこと、(iii) 未払金として計上すべき金額（1014万3800円）やリース債務として計上すべき金額（1560万0000円）が未払消費税等として計上されていたことが発覚した。これらを適切な勘定科目に振り替えた場合、2023年3月期の本来あるべき未払消費税等の残高は、本件横領行為発覚時点で計上されていた未払消費税等の残高と比較して、むしろ73万5100円分過大計上されていたことが明らかとなった。

（２） 本件横領行為に係る損害回復の見通し

対象会社では、本件横領行為の発覚後、対象者が保有していた不動産に担保権を設定しており、本件報告書作成時点で、当該不動産は売却済みで、対象会社は、当該売却代金から合計4716万2000円の被害回復を実現した。対象会社における未回収額については、貸倒引当金として計上する必要がある。

そのほか、対象会社では、本件横領行為の残存被害額について、令和5年6月下旬には、対象者との間で執行認諾文言付公正証書を作成する予定である。

（３） 小括

対象会社では、本件横領行為の発覚を受けて、会計帳簿全体を確認した結果、2023年3月期における簿外の未払消費税として合計73万5100円を減額修正する必要が生じた。この点は、貴社の財務諸表に与える影響はない。

他方で、対象会社は、本件横領行為により合計6750万3300円の損害を被ったものの、対象者が保有する資産の換価等により一定の被害回復を図ったため、本書作成時点で回収できていない被害相当額として、2023年3月期において特別損失合計約1569万円1000円を貸倒引当金として計上する必要がある。

2022年3月期における貴社連結損益計算書では売上が262億8622万6000円とされており、上記1569万円1000円は、その約0.06%程度で1%未満となっていることを踏まえると、本件横領行為の発覚及びこれに伴う貸倒引当金の計上が、貴社の財務諸表に与える影響は重大とまでは言い難いものと思料する。

以上